

議案第 85 号

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例制定について

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者の行う合理的配慮について所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び事業者」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 事業者は、障害のある人に合理的配慮をしなければならない。

第8条第3項中「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第11条第3項中「するよう努めるものとする」を「しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。